

保険薬局の方へお知らせ

令和6年10月28日

登米市立登米市民病院

院外処方箋に係る包括同意について

平素より、登米市立登米市民病院の処方箋を応需いただき、有り難うございます。
市民病院では、疑義照会の簡素化を図るため、登米市薬剤師会と包括同意（以下同意）しています。

下記同意内容に該当する事項については、問い合わせ不要としています。

他地区または薬剤師会に入会していない保険薬局についても同様の扱いとします。

記

1. 疑義照会について

処方箋の内容の確認だけでなく、患者から診察時の内容を確認したうえで、疑義照会を行う。

2. 処方医への同意確認を不要とする項目（電話での疑義照会不要）※具体例別紙参照

以下の場合については、患者の薬局での待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、処方医の同意がなされたとして原則疑義照会不要とする。ただし、変更した内容は、疑義照会報告書を下記5のFAX送付先にFAX又は登米市立登米市民病院薬剤部に届けてください。

※変更内容をお薬手帳に記載する場合でも、疑義照会報告書での連絡をお願いします。

- ① 成分が同一の銘柄変更（別名称品への変更、後発品から先発品への変更など。医療用麻薬は除く）※1
- ② 剤型変更（錠剤からOD錠、散剤、水剤などの変更、テープ剤からパップ剤、その逆への変更。抗がん剤、医療用麻薬は除く）※1
- ③ 当院複数科を併せての一包化、アドヒアランス向上のための一包化、あるいはその逆（医療用麻薬は除く）
- ④ アドヒアランス向上のための半割、粉碎、混合あるいはその逆（抗がん剤、医療用麻薬は除く）※2
- ⑤ 別規格製剤がある場合の規格変更（5mg 2錠を10mg 1錠へ変更など。ただし、医師の指示により自己調整目的で規格の小さい製剤で処方している場合、添付文書等で同等性が示されていない場合や医療用麻薬は除く）※2
- ⑥ 外用剤の用法（適用回数、適用部位等）が口頭で指示されている場合
- ⑦ 注射針の本数調整

- ⑧ 週 1 回や月 1 回投与の製剤または隔日投与指示の製剤が、他の連日投与薬と同一の日数で処方された場合の誤日数の適正化
- ⑨ 残薬がある場合の投与日数の短縮（残薬の生じた理由も記載）
ただし、残薬調整における最小日数は 1 日とすること

※1.適宜患者同意をえること

※2.体内動態や安定性のデータを考慮すること

3. 疑義照会が必要な項目

- ① 併用禁忌、場合によっては併用注意がある場合
- ② 他院からの重複投与がある場合
- ③ 出荷規制等で、同一成分の薬剤が手配できない場合（その時点で処方できる代替薬をお知らせください）
- ④ その他（用法が明らかに承認用法から逸脱している場合、投与制限医薬品の日数超過、湿布薬の枚数超過理由の不備、など）

4. 合意内容の変更について

合意内容の変更については、登米市立登米市民病院と登米市薬剤師会が必要に応じて協議する。

5. FAX 送付先

登米市立登米市民病院 薬剤部 FAX 0220-22-8389

6. 問い合わせ窓口

登米市立登米市民病院 薬剤部 TEL 0220-22-5511（代表）

以上